

保育施設冷房設備補助金交付要綱

(令和4年10月25日子ども未来局長決裁)

一部改正 令和5年11月2日

一部改正 令和6年6月12日

一部改正 令和7年3月27日

一部改正 令和8年5月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症対策を目的として、札幌市内の私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地域型保育事業所が冷房設備を新規設置するための経費に対する補助（以下「補助金」という。）の実施にあたり、札幌市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において交付する補助金に関し、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた保育所をいう。
- 二 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- 三 保育所型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた認可保育所をいう。
- 四 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園又は同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- 五 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）であって、法第34条の15第2項の規定により、市長の認可を受けた事業所をいう。
- 六 保育所等 前号までに掲げる施設をいう。
- 七 冷房設備 室温を下げる機能が備わっている設備や装置をいう。

(対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、保育所等が熱中症対策を目的とした冷房設備の新規設置に必要な経費に限る。

- 2 前項の経費は、工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費とする。

(補助金額)

第4条 この補助金の補助基準額は、1施設あたり1,372,000円を上限として、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。補助金の交付額は、補助基準額に4分の3を乗じた額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の要件等)

第5条 補助金は、別に定める日までに冷房設備の発注、設置及び支払いを完了する事業を対象として交付する。

- 2 冷房設備を設置することのできる部屋は、保育所等に入所し、支援法第19条に規定する子どもが専ら利用する部屋に限る。
- 3 本事業による費用について、過去に同事業の交付実績がある場合及び同一の冷房施設の費用が他の事業により交付されていないこと。なお、保育所等が同事業の交付を受け、その後に移転や施設種別の変更により新たに保育所等として認可される場合においても、交付実績があるものとみなす。
- 4 第2条第1号、同条第2号及び第3号の施設について、札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱（平成9年4月1日民生局長決裁）9（1）及び社会福祉法人・施設の指導監査結果等に係る情報公開事務取扱要領（平成28年5月13日 監査指導室長決裁）3において、監査結果等を公表する対象になっている場合に、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていること。
- 5 第2条第4号の施設について、札幌市幼稚園型認定こども園指導監査実施要綱（令和3年3月31日子ども未来局長決裁）第14条において、監査結果等を公表する対象になっている場合に、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていること。
- 6 第2条第5号の施設について、札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成28年6月1日子ども未来局長決裁）第14条にて監査結果等を公表する対象になっている場合に、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとする保育所等を設置する事業者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、次に定める事項と関係書類を市長に提出しなければならない。

- 一 見積書又は発注書
- 二 冷房設備の設置完了日が確認できる書類又は納品書
- 三 対象経費の領収書又は販売事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）
- 四 その他市長が別に定める書類

2 前項に定める領収書等については、次の事項が記載されていること。なお、領収書等に訂正のある場合、販売事業者の訂正印のないものは無効である。

- 一 販売事業者の名称
- 二 支払者名
- 三 支払金額
- 四 支払金額の内訳
- 五 支払日

3 申請者による申請は、次の第1号に掲げる方法により行う。ただし、同号に掲げる方法が困難な場合は、次の第2号に掲げる方法による申請を認める。

- 一 スマート申請 申請者が本市指定のインターネット上の専用ページを使用して、補助金の申請に必要な項目及び関係書類を提出する方法
- 二 郵送による申請 申請者が申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて郵送により提出する方法

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、申請者へ通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条による補助金額の決定後、速やかに補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条に定める補助金額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を申請者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条による補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項の規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(維持管理)

第11条 保育所等は、この補助金の交付を受け設置した冷房設備を適切に維持管理しなければならない。

(事後確認)

第12条 保育所等は、補助対象事業の終了後に市長の求めがある場合は、収支決算書その他の書類を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(挙証書類の保管)

第14条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(仕入控除税額の報告)

第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を札幌市に返納しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項（様式を含む）は、支援制度担当部長が定める。

附 則

(施行・適用期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年11月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。
- 5 この要綱は、令和8年5月14日から施行し、令和8年4月1日から適用する。